

## 八幡平市冬季特別対策助成の実施について

### 【発表の要旨】

住民税が非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯と生活保護世帯に対し、冬期間の生活を支える経費の一部として1世帯当たり6,000円を助成します。

### 1 対象世帯

令和4年12月1日現在で当市に住民登録されており、令和4年度の市町村民税が非課税の次の世帯と生活保護受給世帯です。

- (1) 高齢者世帯 65歳以上の者で構成される世帯（令和5年3月31日までに満65歳に達する者を含む）
- (2) 障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者又は障害基礎年金、特別児童扶養手当受給者のいる世帯及び要介護認定4、要介護認定5並びに特定疾患医療を受けている者のいる世帯
- (3) ひとり親世帯 児童扶養手当法に規定する児童が扶養されている母子世帯、父子世帯又は養育世帯

### 2 申請及び助成の方法

- (1) 申請方法 想定される世帯にはあらかじめ申請書を郵送し、申請書を返送又は持参により申請
- (2) 助成方法  
原則として、申請者本人名義の銀行口座への振込みによります。

### 3 申請期限

令和5年2月28日（火）まで

### 【担当】

地域福祉課  
福祉総務係長 佐々木 桂  
電話 0195-74-2111（内線 1113）